

平成21年（ワ）第1508号

原告 長岩 均
被告 田母神 俊雄

東京地方裁判所民事第15部ろA係 御中

2009年5月19日

原告： 長岩 均

上 申 書

- 1) 当該訴訟被告：田母神 俊雄 氏が、浜田防衛大臣も認めるように「本来、懲戒に値する行為を為した」にも拘わらず、納税者からみて、法外な退職金を手の中にしました。この事実に鑑み、また、臆面もない「反憲法発言」抑止のため、被告自身に損害賠償を請求するに至った次第であります。
- 2) しかしながら、被告が陳述するように、被告が国家公務員＝自衛官在職に密接な行為であることも事実であります。
- 3) 以上から、国家賠償法を根拠とする、請求に切り替え、国の責任と併せ、争訟争点とすることに致しました。
- 4) 尚、別訴提起は6月上旬を予定しています。提訴後、速やかに本案訴訟、取り下げることと致します。

以 上